



# チャレンジデー2012

**開催日時** 5月30日(水) 午前0時～午後9時まで  
**実施場所** にかほ市内どこでも参加可能  
**参加対象** チャレンジデー当日市内にいる方(どなたでもOK!)  
**実施内容** 特別なスポーツをしなくても、15分体を動かしたらあなたも参加者(体操なども可) 当日のイベントや報告方法の詳細については今後発行の広報に掲載予定  
**報告方法** 電話・ファクス・メール・参加券等で簡単に個人・団体の報告可能

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されているイベント。住民参加型で当日に、市内で15分以上運動した人の参加率を対戦相手の自治体と競う。



### 対戦相手

#### 栃木県益子町(ましこ町)

人口: 24,881人(にかほ市27,752人) 2月1日現在  
 町の木: アカマツ 町の花: ヤマユリ 町の鳥: ウグイス  
 その他: 益子焼の産地としても有名

#### 2011年の成績

栃木県益子町 56.3% (にかほ市 39.6%)

### Tシャツ・ポロシャツ販売

チャレンジデー

Tシャツ : 1,000円(S、M、L、LL)

ポロシャツ : 2,000円(S、M、L、LL)

1着から300円を被災地への支援金とします。

申込期間 4月2日(月)～13日(金)

申込窓口 仁賀保・金浦・象潟の各公民館

※申込時に代金をいただきます。

### 募集

- ★企業・事業所・団体の皆さまからのイベント企画を募集します。
  - ★ボランティアスタッフとしてイベントの準備・運営に携わってくださる方を募集します。
- 申込締切 4月25日(水)  
 問合せ にかほ市チャレンジデー実行委員会(スポーツ振興課内)  
 ☎33-8855 FAX33-8856 E-mail supotusinko@city.nikaho.lg.jp

### 平成24年度慰霊巡拝について

厚生労働省では、旧主要戦域等において戦没者を慰霊するため、遺族を対象とした慰霊巡拝を実施しています。平成24年度は次の地域で実施予定ですので、参加を希望される場合は問い合わせください。

#### ■実施地域■

旧ソ連、中国、硫黄島、東部ニューギニア、北ボルネオ、トラック諸島、マリアナ諸島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島

問合せ 県福祉政策課保護・援護班

☎018-860-1319

### 公共下水道の供用開始

- ◆供用および処理開始年月日: 4月1日
- ◆下水を排除および処理すべき区域(平成23年度施工箇所)

【象潟町字上狐森・木戸口の一部】

◆詳細な区域図面は建設課下水道班・各SCC(サービスセンター)で縦覧できます。

問合せ 建設課下水道班 ☎38-3006

### あきた安全安心住まい推進事業

県では住宅を建設またはリフォーム等をされる方に対し、工事費等の一部を補助します。

- 対象者・対象住宅などの詳細は
- ①住宅リフォーム推進事業
  - ②住宅用太陽光発電システム普及支援事業
  - ③家庭用高効率給湯器等買換支援事業
  - ④「秋田スギの家」普及促進事業

県ホームページや電話で確認してください。

問合せ 県建築住宅課 ☎018-860-2561

### 権限移譲 ～県の事務が市に移譲～

これまで、秋田県が行っていた事務の一部が4月1日より市に移譲され、事務の申請・届出等の窓口が市に移ります。市民に、より身近な行政サービスの充実を狙いとし、今後も権限移譲の受け入れを進めてまいります。

この度の移譲項目についての詳細は、お手数ですが市ホームページなどで確認してください。

問合せ 総務部総務課 ☎43-7507

## 介護保険料が決定 平成24年度

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料が引き上げられます。

これは、高齢化の進展により、要介護認定者数、介護保険サービス利用量がともに増加していることや介護サービス費用のプラス改定によるものです。また、保険料段階を1つ増やし、低所得者の負担軽減を図っていきます。

皆様のご理解をお願いします。保険料の段階は、世帯の市民税の課税・非課税と、本人の所得との組み合わせで決まります。このため、保険料の決定は7月に入ってからとなり、納付書はその後に発送します。年金天引きによる納付は、4月から8月までは、仮の金額での納付となり、決定された年額との差は、10月以降の納付で調整されます。

問合せ先 子育て長寿支援課長寿支援班 ☎32-3042

段階	対象となる方	基準額に対する割合	現行の保険料(年額)	24～26年度の保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	22,510円	27,860円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.50	25,020円	30,960円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下の方 ※24年度から新設	0.63	37,530円	39,000円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2・第3段階以外の方	0.75		46,440円
第5段階	市民税課税世帯で、本人は非課税であり前年の公的年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.88	44,030円	54,480円
第6段階(基準額)	市民税課税世帯で、本人は非課税であり第5段階以外の方	1.00	50,040円	61,920円
第7段階	市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円未満の方	1.18	59,040円	73,060円
第8段階	市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.35	67,550円	83,590円
第9段階	市民税が課税されていて、合計所得金額が190万円以上の方	1.65	82,560円	102,160円

年金天引きにおける4月～8月の仮の額は、これまでは原則、同年2月と同額に設定していますが、24年度については、保険料の増額改定による10月以降の急激な上昇を緩和するため、6月・8月にも金額調整を予定しています。